

## 鳥取県告示第727号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年12月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年11月4日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

1 申請のあった年月日

平成20年10月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人創造

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

杉根 修

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市八屋301-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、主に精神障害者に対して、地域での交流、創造的活動、生産活動、福祉サービスに関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。